

令和3年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案募集案内

令和3年2月9日

発注者 かながわ県民活動サポートセンター所長

神奈川県では、共に支え合う共助の社会づくりの推進に向けて、地域・社会の課題解決や地域の活性化に取り組むボランティアやNPO等の人材を育成し、地域・社会活動への参加を促すため「かながわコミュニティカレッジ」を開設し、多様なテーマで講座を開催しています。

令和3年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案について、公募型プロポーザル方式による募集を行います。

なお、令和2年度の運営業務は、「かながわ県民活動サポートセンターにおける新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、対策に取り組んでいます。引き続き、令和3年度についても、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を十分に講じた上で、企画提案を検討してください。

《参考URL》

「かながわコミュニティカレッジ」 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/index.html>

1 委託業務の名称

令和3年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託

2 委託業務の内容

別添「令和3年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間等

業務の委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。（契約日からの遡及規定あり）

ただし、事務局の開設日数は、年間190日以上で受託者が必要とする日数となります。よって、事務局開設のための準備期間を受託後に確保するなど、開設日は自由に提案することができます。

4 委託料

(1) 上限額

24,504,000円（消費税及び地方消費税額相当分を含む。）

※本委託業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲内で別途算定します。

(2) 対象となる経費

委託料の対象となる経費は、この事業に直接必要となる次の経費です。

ア 管理運営費（本事業に従事する職員の人件費（給与、手当及び保険料）、旅費、通信運搬費、消耗品費、事務局の運営に伴う電話代、インターネット利用料、パソコン等機材リース料 等）

※ かながわ県民活動サポートセンター内に県が受託者のために用意する事務局スペースの光熱水費、清掃料（古紙を除く）、害虫駆除料については、県の負担とします。

イ 受講生募集経費（印刷製本費、送料、広告料 等）

- ウ 講座開催経費（講師謝金、資料等印刷費、消耗品費、受講生保険料 等）
- エ 講座実施委託料（各講座の企画実施の全部又は一部を再委託する場合の委託料）
- オ 講座以外の事業に係る運営費
- カ 一般管理費
- キ 消費税及び地方消費税

※ 法人の維持・運営に要する経費（事務所の賃借料、光熱費等の管理費）等、この事業と直接関わりのない経費は、対象外です。

(3) 支払い方法等

概算払い（委託契約時に提出された事業計画及び支出計画に基づき、原則として四半期ごとに支払いを行い、事業終了後、事業実績に基づき精算します。）

本業務においては、県が主催する講座の開催経費を原則として受講料収入により賄うこととしており、より多くの受講生の確保を目指した創意工夫が求められることから、委託費の一部について受講者数の増減に応じて支払う仕組みとなっています。

※ 詳細は、別紙1「委託費の内訳及び支払い方法等について」をご一読ください。

5 応募資格

(1) 資格要件

本企画提案の応募資格は次のとおりです。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- イ 神奈川県競争入札への指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 仕様書に示す業務内容を、効果的・効率的に遂行できる能力を有する者であること。
- エ 法人又は複数の法人によるグループであること。
- オ かながわコミュニティカレッジ運営委員会委員が役員に就いている団体等でないこと。
- カ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- キ 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税および地方消費税を完納していること。
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ケ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- コ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含めないこと。

※ 神奈川県暴力団排除条例により、暴力団体でないことを確認するため、契約前に代表者等の住所などを記載した調書を提出していただきます。

また、受託決定後、納税証明書、登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）等、確認のため必要な書類を提出していただきます。

(2) グループとして応募する場合について

- ・ 複数の法人によるグループで応募する場合は、代表となる法人を定めてください。
- ・ 単独で応募した法人は、グループ応募の構成員になることはできません。

- ・ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。

6 スケジュール

- | | | |
|----------------|--------------|-----------|
| (1) 質問書の受付 | 令和3年2月15日(月) | 17時まで(必着) |
| (2) 質問に対する回答 | 令和3年2月18日(木) | (予定) |
| (3) 参加意思表明書の受付 | 令和3年2月22日(月) | 17時まで(必着) |
| (4) 企画提案書の受付 | 令和3年2月26日(金) | (必着) |
| (5) 審査結果の通知 | 令和3年3月下旬 | (予定) |

7 応募手続き

- (1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

応募に必要な様式は、「かながわ電子入札共同システム」または、かながわコミュニティカレッジのホームページからダウンロードしてください。

- (2) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関して質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、かながわコミュニティカレッジのホームページに掲載します。

ア 提出書類 質問書(様式任意)

イ 提出期限 令和3年2月15日(月) 17時まで(必着)

ウ 提出方法 電子メール

エ 電子メールの送信先 komikare.0223@pref.kanagawa.jp

オ 回答日 令和3年2月18日(木) (予定)

カ 回答ホームページアドレス <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/index.html>

- (3) 参加意思表明書の提出

参加を希望する方は、必ず「参加意思表明書」を提出してください。参加意思表明書の提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書【第1号様式】

イ 提出期限 令和3年2月22日(月) 17時まで(必着)

ウ 提出方法 電子メール

エ 電子メールの送信先 komikare.0223@pref.kanagawa.jp

※ 令和3年度講座企画提案一覧の交付申出について

令和3年度に講座実施を希望している団体の企画提案書を県でとりまとめており、参加意思表明書を提出した方が希望する場合は講座の企画提案一覧を交付します。希望する場合は、参加意思表明書を提出する際にお申し出ください。

なお、講座の企画提案一覧は、本プロポーザルへの応募及び委託先として決定された場合の本業務の実施のためのみに使用することとし、転用は固く禁止します。

- (4) 企画提案書の提出

企画提案書を提出される際は、仕様で定められた内容に沿って適切に企画提案書等を作成・提出

してください。

ア 提出書類

- ・令和3年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案書【第2号様式】
- ・令和3年度かながわコミュニティカレッジ講座開催計画書【第3号様式】
- ・令和3年度かながわコミュニティカレッジ講座企画書【第4号様式】
- ・見積書
- ・直近1期分の法人決算書類（損益計算書、貸借対照表又はこれらに相当する計算書）
- ・企画提案内容を補足する資料（PowerPoint等） ※当資料の提出は任意としますが、提出いただける場合は、電子データでの提出をお願いします。

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和3年2月26日（金）（必着）

エ 提出方法 郵送を原則とします。

※ やむを得ず持参される場合は、事前にご連絡ください。（提出期限は上記ウの同日17時厳守）

オ 提出先

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階

かながわ県民活動サポートセンターボランティア活動サポート課宛て

※ 郵送の場合、封書の表に赤字で「かながわコミュニティカレッジ運営業務委託 企画提案関係書類」と必ず記入してください。（書留、特定記録等の記録に残る方法をお勧めします。）

8 受託者の選定方法

（1）選定方法

有識者で組織した「かながわコミュニティカレッジ運営委員会」の委員で構成する「かながわコミュニティカレッジ運営業務委託団体検討会」が、応募書類等の内容の評価を行い、同会の意見を参考に県が決定します。

なお、検討会委員から書面により質問がある場合がありますので、適宜、答えるようにしてください。

（2）応募が無効となる場合

以下の項目に該当する場合には、応募を無効とします。

- ア 応募資格を有しないもの
- イ 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 委託料の上限額を超えているもの

（3）選定結果、意見書の通知

検討会の結果を踏まえ、県は委託する団体を選定します。選考結果は、審査を行ったすべての団体に自団体の得点並びに決定者の総計得点を、加えて、決定者には検討会の意見を付して、通知し

ます（3月下旬予定）。決定者については、検討会意見を可能な限り事業計画に反映させるよう努めてください。

なお選考後、決定者の名称及び事業所所在地を県のホームページで公表します。

9 契約

決定者は、かながわ県民活動サポートセンター所長と契約を締結することとします。

決定者が辞退した場合は、次の順位の企画提案団体と契約を締結することとします。

契約の締結は、4月上旬を予定しています。契約期間中は、かながわ県民活動サポートセンターと適宜協議を行いながら業務を実施してください。

※ 応募のあった事業計画の内容や委託料の額については、調整を行う場合があります。

10 留意事項

- (1) 応募及びプロポーザル参加にかかる経費は、参加者の負担とします。
- (2) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類の記載事項に軽微な不備及び不足があった場合については、別途指示をします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 応募書類に記載いただいた個人情報は本選考にのみ使用し、神奈川県個人情報保護条例の規定に基づき、厳正に取り扱います。また、提出された書類は選定以外の目的には無断で使用しません。
- (5) 本委託業務を受注した場合、受託者は、企画提案書に基づき、県及び講座企画実施団体と各講座の開催予定日、募集期間、講座開催場所等を調整し、契約締結後10日以内（土日祝日を除く）に、講座実施計画書を県に提出してください。
- (6) 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、事業内容について県と協議し、調整を行う場合があります。
- (7) 本事業は、令和3年度神奈川県当初予算において、当事業の予算が措置された場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。当事業の予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

《添付資料》

別紙1 委託費の内訳及び支払い方法等について

別紙2 令和3年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案の選定基準及び配点

(第1号様式) 参加意思表明書

(第2号様式) 令和3年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案書

(第3号様式) 令和3年度かながわコミュニティカレッジ講座開催計画書

(第4号様式) 令和3年度かながわコミュニティカレッジ講座企画書

(参考様式) 見積書様式

令和3年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託仕様書

資料1 位置図

資料2 施設図

資料3 かながわコミュニティカレッジ年度別開催講座数・受講者数

資料4 令和3年度かながわコミュニティカレッジ講座企画提案募集案内

資料5 令和2年度かながわコミュニティカレッジ講座実施状況

- 資料6 令和元年度かながわコミュニティカレッジ講座実施結果
- 資料7 令和2年度かながわコミュニティカレッジ講座における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への取組み
- 資料8 かながわコミュニティカレッジ運営委員会委員名簿（第6期）

(別紙1) 「委託費の内訳及び支払い方法等について」

1 委託費の内訳

委託費は次の2つに分けて計算し、お支払いします。

- (1) 仕様書に定められた業務を実施するための費用及び県が設定した主催講座の計画延べ受講者数(以下「計画値」という。)を達成するための費用を「計画値分」とします。

(注) 延べ受講者数(人・コマ)=[各講座の受講者数×各講座のコマ数]の全合計

なお、令和3年度の計画値は、4,320人・コマとします。

- (2) 計画値を超える分について、受託者が提案する(人・コマ当たりの)単価を基に延べ受講者数の実績に応じて支払う費用を「実績連動分」とします。

実績連動分は、延べ受講者数の実績が計画値を超えた場合に、1人・コマ上回るごとに受託者の提案単価×1.10円(円未満切捨て)を支払います。

計画値分は、県の一般財源及び受講料収入を原資に、実績連動分は、受講料収入を原資に支払います。

2 委託費の上限

委託費の上限(総額)	24,504,000円	(うち消費税等	2,227,636円)
うち、計画値分の上限	22,306,500円	(うち消費税等	2,027,863円)
うち、実績連動分の上限	2,197,500円	(うち消費税等	199,772円)
計画値を超える分についての(人・コマ当たりの)提案単価の上限	682円(税抜)		

(※提案単価×1.10円(円未満切捨て) 例:682円×1.10=750円)

3 見積書作成の方法

(別添参考見積書参照)

- (1) 仕様書に定められた業務を実施するための費用及び計画値を達成するための費用を2の計画値分の上限以内で見積もってください。

- (2) 実績連動分については、延べ受講者数が7,250人・コマ(計画値を2,930人・コマを超える)の場合について、見積書を作成していただきます。

提案者の掲げる延べ受講者数の達成目標にかかわらず、次の式により見積もってください。

((提案単価、上限682円) × 1.10(円未満切捨て) × 2,930人・コマ = 円)

- (3) 見積書に記載する総計は、(1)と(2)の合計額とします。

4 委託費(契約金額)の減額等

延べ受講者数の実績が計画値である4,320人・コマを下回った場合、県は、計画値を下回ることにより生ずる受講料収入の減収分相当額(下記の式参照)は、支払いません(事業終了時の精算により、受託者は、減収分相当額を県に戻入(返金)します)。

減収分相当額(消費税等を含む)

= 受講料単価(750円) × (計画値4,320人 - 実績延べ受講者数)

受託者は、定期的に(8月末・11月末・翌1月末・3月末の4回)、既に開講した各講座の受講者数の実績及び事業終了時の延べ受講者数の見込みを県に報告することとします。

また、この定期報告で、事業終了時の延べ受講者数の見込みが4,320人・コマを下回る場合、受託者は、事業計画、支出等の見直し(広報媒体の変更、消耗品・印刷物等の購入の節減、一部講座の中止等)のために、県と協議を行うことができます。

協議の結果、事業計画見直しにより減収(見込み)分相当額以上となるように支出の節減を行う場

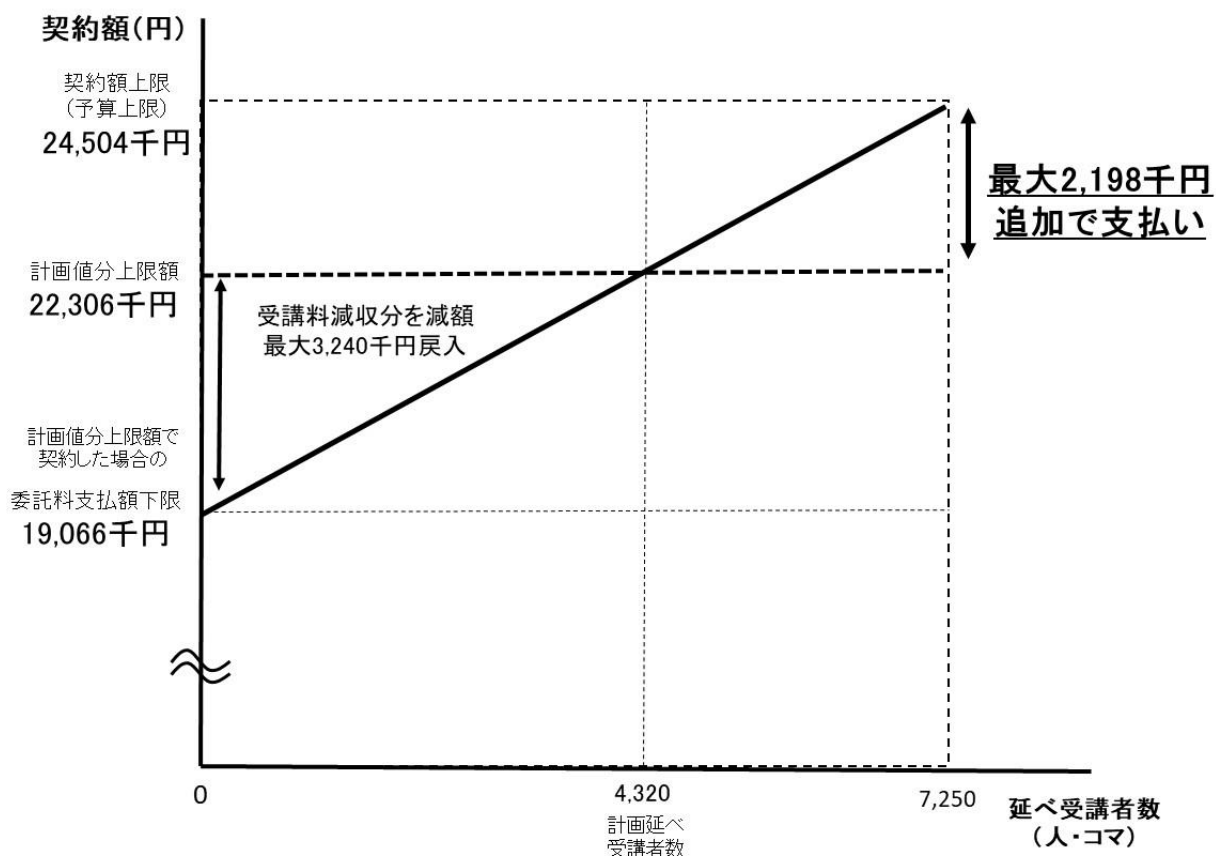
合は、契約期間中に、事業計画の一部変更を含む契約の一部(減額)変更契約を行うことができることとします。

なお、過去の延べ受講者数実績は最下段のとおりです。

5 支払い方法

計画値分の額は、概算払い(委託契約時に提出された事業計画及び支出計画に基づき、原則として四半期ごとに支払い)を行い、事業終了後、精算を行います。

実績連動分の額は、3月末の延べ受講者数の実績報告に基づく県の検査完了後、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に支払います。



(別紙2) 令和3年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案の選定基準及び配点

審査項目		審査基準	配点	(参考)
事業理解	(1) 課題認識及び具体的な運営方針	事業目的の正確な理解のもとに、ボランティアやNPO等の人材育成ニーズ及び解決が期待される課題を適切に把握し、これらをふまえた本業務の具体的な運営方針が記載されている。	5	(5)
運営実施	(2) 運営実施能力	類似業務の受託実績がある等、業務を行うために必要なノウハウ、経験を法人として有し、また、業務を確実に実施するための経営基盤を有している。	10	(40)
	(3) 運営実施体制	受講生等のニーズをふまえた適切な事務局の開設曜日・時間帯・開設時間外の電話対応の方法等が設定されている。	5	
		的確な事業遂行能力を有する事業責任者等が選任され、かつ、開設時間等に対応した適切な職員配置等が計画されている。	5	
		契約期間を通じて効果的かつ効率的に受託業務を行うことが可能な事務局体制である。	5	
		契約期間を通じて効果的かつ効率的に受託業務を行うことが可能な組織的な支援体制がとられている。 また、業務の一部を委託する場合には、委託期間を通じて、効果的かつ効率的に管理及び指導ができる体制がとられている。	5	
	(4) 個人情報の管理を含めたリスクマネジメント	発生し得るリスクを適切に把握し、防止のための組織的な取組方針及び発生した際の対応方針等が具体的に記載されている。 特に、個人情報の管理についての考え方、取扱方針等について、必要な諸規定が整備されている。	5	
(5) 費用の適切な算定	提案内容を確実に実施するための経費が適切に計上されている。	5		
講座開催計画	(6) メインテーマ	共助の社会づくりを推進する社会の動きを理解した上で、メインテーマを踏まえた講座企画・編成方針を設定している。	10	(95)
	(7) 講座編成に係る基本的な考え方	8つの分野から特定の分野に偏ることのないように講座編成がなされている。	10	
		人材を掘り起こす入門講座と活動経験者にスキルを提供する専門講座を組み合わせる等、体系的な講座編成となるよう工夫されている。	20	
	講座編成にあたって考慮すべき事項	ワークショップや現地実習、社会調査(アセスメント)の活用など実践的なカリキュラムが効果的に盛り込まれている。	5	
		「多世代交流」「若者の社会参加」「地縁型組織」などの要素が効果的に盛り込まれている。	5	
		「外国人」「障がい者」など、多様な背景を持った人が生きやすい社会を目指す取組みを持った視点が盛り込まれている。	5	
	(8) 県民ニーズ	受講したい者の選択の幅が広く、多様な活動への参加を促進する講座構成である。	10	
より多くの県民が参加しやすい無理のない受講料設定、年間開催スケジュールが組まれている。		10		
講座企画	(9) 講座の目的	各講座の内容が、地域や社会の課題解決のための知識や技能を学び、向上させる内容になっている。	5	
	(10) 講座の内容	各講座の日程・内容に無理や無駄がなく、受講生の主体性・自主性を高められるように学習方法が工夫されている。	5	
		各講座とも専門性・経歴・活動実績等からみてふさわしい講師及び講座実施団体が選定されている。	5	
		各講座とも受講後の活動を促し、又は活動を支援する講座企画実施団体による具体的なフォローアップの企画が記載されている。	5	
(11) 広報	受講生増加を図るために効果的な広報媒体と十分な広報量が具体的に記載されており、講座を必要とする県民の受講促進に繋がる工夫がされている。	20	(50)	
(12) 自由提案	かながわコミュニティカレッジの目的を達成するために必要な業務の提案であり、具体的な実施方法・内容が記載されている。	20		
(13) 成果目標	適切な成果目標が記載されている。	5		
(14) 新型コロナウイルス感染拡大防止に対する対応	令和3年度かながわコミュニティカレッジ講座を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止策について、適切に取り組んでいる。	5		
総計			190	190

採点基準	5点配点の項目	10点配点の項目	20点配点の項目
5. 大変優れている	5点	10点	20点
4. やや優れている	4点	8点	16点
3. 普通	3点	6点	12点
2. やや劣っている	2点	4点	8点
1. 劣っている	1点	2点	4点

※ 5段階で採点し、得点算出時に10点配点の項目は2倍、20点配点の項目は4倍のウエイトをかける。